

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

労働保険料の取扱い

Q: 当社は、4月末に労働保険の概算保険料を支払いました。従業員の負担部分は、給料の支払時に徴収します。労働保険料の経理処理について教えてください。

A: 労働保険の保険料は、保険年度(4月1日から翌年3月31日までの期間)の初日から45日以内つまり5月15日までに「概算保険料」を申告納付します。「概算保険料」は前年度の給料の実績を基に算定します。その保険年度が終了してから、実際の給料実績に基づく「確定保険料」を算定し、「概算保険料」との過不足を精算します。

「概算保険料」は、事業主負担分と従業員負担分から成っています。事業主負担分は法律に基づいて支出が強制されていますので法定福利費となります。事業主負担分は翌年に対応する保険料も含めて支払時に全額損金に算入できます。

「確定保険料」と「概算保険料」との過不足を精算する場合は次のように取扱います。

①不足額は、「確定保険料」に係る申告書を提出又は納付した事業年度の損金に算入します。

②過納額の還付を受ける場合は、「確定保険料」に係る申告書を提出した事業年度の益金に算入します。

従業員負担分は納付時に立替金として経理し、給料の支払時に徴収します。期中で従業員の増加等により月々の徴収額が立替金を超える場合には、その超える部分は「確定保険料」を納付するまで預り金として処理します。



夏期休暇のお知らせ

8月14日(月) 15日(火) 16日(水)

リーダーズクラブFAXニュースは

この間も通常通りお送りいたします